

竹田市立都野中学校跡地活用事業
公募型プロポーザル 募集要項

令和8年6月

竹田市

はじめに

■位置

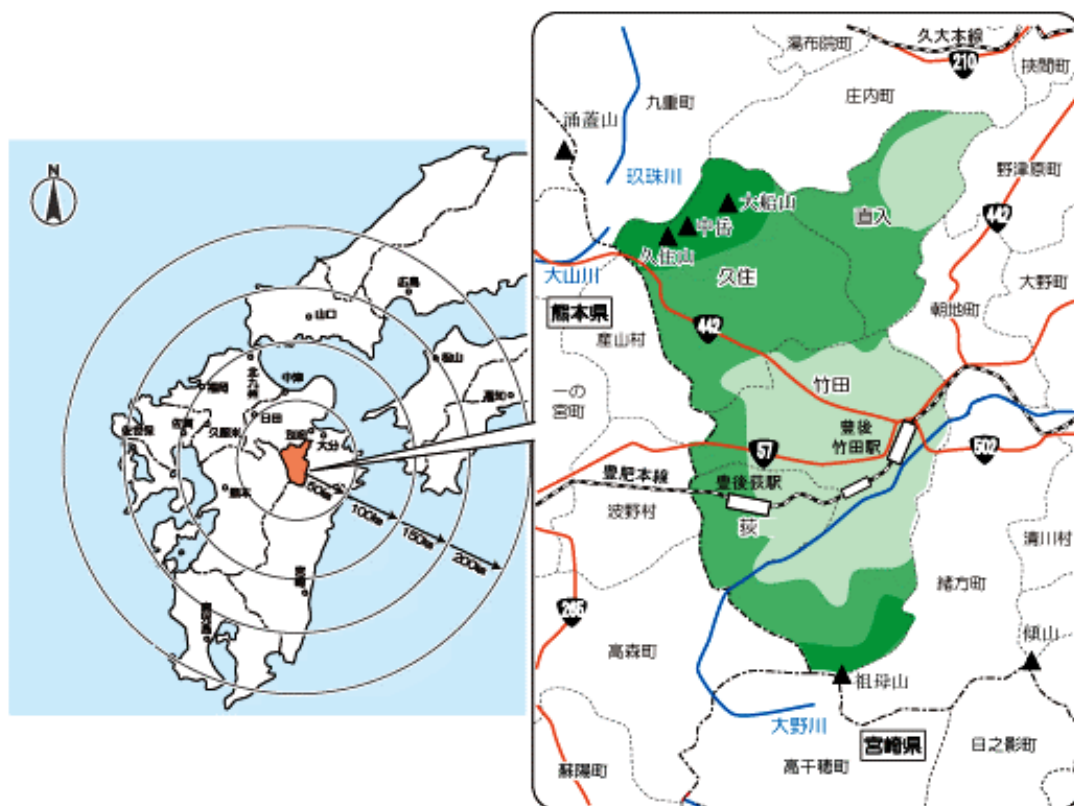
竹田市は大分県の南西部に位置し、くじゅう連山、阿蘇外輪山、祖母山麓に囲まれた地にあり、自然が豊かな市です。

東は豊後大野市と大分市、西は熊本県、南は宮崎県、北は九重町と由布市（庄内町）に接しています。

■交通

道路網は、国道57号、442号、502号を中心に、県道や市道が市域全体をカバーするように形成されています。幹線は国道57号で、大分市、熊本市の両県都を結び、九州の東西を連結する道路となっています。また、大分市から熊本市を結ぶ中九州横断道路の整備が進められており、竹田市の産業発展や地域活性化により一層期待が高まっています。

鉄道は大分と熊本を結ぶJR豊肥本線が走り、中間点の役割を果たしています。



■産業

広大肥沃な大地や豊かな草資源、夏季冷涼な気象条件を活かした農業と、自然だけでなく歴史や文化にも触れ合える観光が盛んです。

農業は米を中心に、大分県の特産品であるカボスや椎茸、トマトやスイートコーンといった野菜、サフランをはじめとする花き、肉用の豊後牛などを生産しています。

観光では、岡城跡、武家屋敷、瀧廉太郎記念館などの史跡や文化財、絶え間なくこんこんと湧き出る竹田湧水群や白水の滝などの名水、さらには日本一の炭酸泉といわれる長湯温泉、開放感あふれる雄大な久住高原が訪れた人々を魅了しています。中でも久住の花公園は、大分県を代表する観光施設として知られています。

■まちづくり

人口は令和8年5月末時点で18,193人となっており、減少傾向が続いています。令和5年の国立社会保障・人口問題研究所の推計では、令和32年に9,699人まで落ち込み、消滅可能性都市とされています。

この現状に抗うために竹田市では、令和5年3月に第2次竹田市総合計画を策定し、「ひとが輝き 未来へつなぐ いのち溢れるまち『竹田』」を10年後の将来像に掲げ、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」におけるSDGsの理念を踏まえ、次の6つの柱を軸としてまちづくりを進めています。

- 1 産業の分野 働く人がいきいきと輝く 活力のまち
- 2 健康福祉の分野 安心して年齢を重ね生活できる 健康長寿のまち
- 3 子育て・教育・文化の分野 子どもも大人も共に成長する 育みのまち
- 4 生活基盤の分野 誰もが快適に生活できる 安全・安心のまち
- 5 環境の分野 自然とともに暮らしを愉しむ エコのまち
- 6 行財政の分野 堅実財政で未来へ投資する 持続可能なまち

■募集に至った経緯

竹田市立都野中学校は、令和5年3月に学校統廃合により創立76年の歴史に幕を降ろしました。昭和22年に創立して以来、これまで約3,000名の卒業生を輩出するとともに都野地域の皆さまに支えられてきました。

閉校後、地域の方々と構成する「都野中学校跡地活用検討委員会」において協議を重ね、市に利活用に係る提言書が提出されました。

これを踏まえ市では、旧竹田市立都野中学校を活用する民間事業者を募集します。

目 次

1. 事業概要、目的等	1
2. 対象施設（貸付物件）	1
3. 参加資格	1
4. 諸条件	2
5. 実施スケジュール	5
6. 配布資料	5
7. 質問及び現地見学	5
8. 参加の手続き	6
9. 企画提案書等の提出	7
10. 審査及び審査項目	8
11. 審査結果について	12
12. 失格事由について	12
13. 地域説明会について	12
14. 契約について	12
15. その他	13
16. 担当窓口	14

1. 事業概要、目的等

(1) 件名

竹田市立都野中学校跡地活用事業（以下「本事業」という。）

(2) 目的

本事業は、閉校となった都野中学校の敷地および既存建物を法人（法人を設立する予定の団体含む、以下「事業者」という。）に貸付し、地域産業の振興や雇用促進、地域の発展、更には市の発展につなげることを目的として実施します。

(3) 活用事業者の選定方法

公募型プロポーザル方式とし、1次審査（参加資格審査）及び2次審査（企画提案書・プレゼンテーション審査）の結果、最も優れた提案者（以下、「最優秀提案者」という。）を優先交渉権者として選定します。

2. 対象施設（貸付物件）

施設名：旧竹田市立都野中学校

貸付物件：校舎、体育館、グラウンド

所在地：竹田市久住町大字栢木 6049 番地 100

3. 参加資格

本事業に参加できる事業者は、次の要件をすべて満たすものとします。

なお、複数の事業者が共同で参加する場合（以下、「グループ」という。）も可能とします。グループで参加する場合は、参加表明時に構成員すべてを明らかにし、代表者を定めるとともに各々の役割分担を明確にしてください。また、各構成員が次の要件をそれぞれ満たさなければならないものとします。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び同条第 2 項の規定に基づく竹田市の入札参加制限を受けていない者であること。
- ② 参加申込書提出締切日において、竹田市が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領（平成 17 年竹田市告示第 100 号）に基づく指名停止期間中でないこと。
- ③ 電子交換所による取引処分を受けた日から 2 年間を経過しない者又は当該事業の参加表明書の提出期限日以前 6 箇月以内に、手形若しくは小切手の不渡りを出した

事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。

- ④ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法の規定に基づく更生計画又は民事再生法の規定に基づく再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団又は暴力団員（以下「暴力団員」という。）と密接な関係を有する者でないこと。
- ⑥ 宗教活動又は政治活動を主たる目的としている者でないこと。
- ⑦ 廃校施設を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる風俗営業及び同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業並びにこれらに類する営業の用に供する者でないこと。
- ⑧ 廃校施設を廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条に規定する廃棄物を処理するための用に供する者でないこと。
- ⑨ 国税及び地方税を滞納していない者であること。

4. 諸条件

(1) 提案事業に求める事項

- ① 提案事業者が、施設を整備・維持管理し、事業を運営する提案であること。
- ② 現存する施設を活用した提案であること。
- ③ 具体性があり、かつ実現可能な持続性のある事業計画であること。
- ④ 地域産業の振興や雇用促進など地域活性化に寄与する事業であること。
- ⑤ 提案事業者の考え方による地域貢献の提案をすること。
- ⑥ 地域の生活環境に与える影響を最小限にすること。

(2) 貸付条件

① 貸付範囲

貸付範囲は、原則として土地（建物用地、グラウンド）、建物（校舎・体育館）の一括とします。ただし、事業内容に応じて、校舎を基本として、「校舎のみ」「校舎と体育館」「校舎とグラウンド」といった部分貸付も可としますので、この場合は、貸付希望箇所を提案内容に記載してください。

※貸付範囲については、別冊「施設概要」に示すとおりですが、最終的な貸付範囲や利用制限などの詳細は、優先交渉権者と協議のうえ取り決めることとします。

② 貸付期間

貸付期間は、5年とします。貸付期間満了時には、双方協議また、市議会の議決を得たうえで更新ができるものとします。

③ 貸付料

貸付料（年額）は、次に示すとおりです。貸付範囲については、別冊「施設概要」をご参照ください。

貸付範囲	建物	土地
一括貸付	無償	4,596,554円
(部分貸付)		
校舎とグラウンド	無償	3,627,432円
校舎と体育館	無償	1,237,126円
校舎のみ	無償	1,000,756円

④ 引渡条件

引渡は、現状有姿での引渡となります。なお、学校内にある物品は、市と協議のうえ、使用できるものとします。不要な物品は市において処分します。

⑤ 転貸の禁止等

事業者は、市が承認した場合を除き、第三者への転貸、契約に関する地位の譲渡、権利の設定、提案事業以外への用途変更をすることはできません。

⑥ 契約不適合責任

契約締結後、貸付物件について、種類又は品質（状態）等に関して契約の内容に適合しないものがあつた場合でも、市は貸主としての契約不適合責任を負いません。従って、事業者は本施設における状態等の隠れた瑕疵などについて、契約締結後に、市に対して追完請求、代金減額請求、解除、損害賠償等の契約不適合責任、その他の法的請求をしないものとします。

⑦ 契約の終了

貸付期間の満了等に伴い貸付物件を市に返還する際は、事業者の負担により原状回復してください（通常の使用及び経年変化に該当するものを除く）。ただし、市が現状のまま返還することを認めた場合は、この限りではありません。また、事業者は、市に対して造作の買取り並びに必要な経費及び有益費の償還等の請求を行うことはできません。

⑧ 敷地内に存置されている記念碑や卒業制作などについては、原則としてありのまま保存することとします。なお、移設が必要な場合は、市と事前に協議してください。移設する場合、移設費用及び原状回復費用は、事業者の負担となります。

(3) 事業者が負担する費用

以下の項目については、事業者の負担とします。記載のない項目については、市と事業者が協議のうえ、決定するものとします。

- ① 契約に要する費用
- ② 事業実施のために必要となる各種調査、施設整備、改修に係る費用（各種申請等の手続きに係る費用等を含む。）
- ③ 光熱水費及び貸付物件の維持管理に必要となる費用（除草作業、樹木管理を含む。）
※開校時の維持管理費については、別冊「施設概要」をご参照ください。
- ④ 貸付物件の修繕（電力系統、排管等すべての修繕）に係る費用
- ⑤ 各種保険料
- ⑥ ごみ処理費用
- ⑦ 原状回復に要する費用
- ⑧ その他、利活用事業に必要となる費用

(4) 損害賠償責任保険への加入

当該施設については、市民総合賠償保険及び建物総合損害共済に加入しており、貸付開始以降も継続して加入します。ただし、この保険は、市に対する賠償責任や災害に係る損害等に適用するものであって、事業者が実施する事業には適用されません。

事業実施にあたり、事業者が故意、過失等により、市又は第三者へ損害を与えた場合は、事業者が損害賠償を負うこととなるため、事業者は損害賠償責任保険に加入するものとします。

(5) 貸付物件の注意事項

- ① 建物及び土地の利用、事業の実施にあたっては、関係法令や条例等を遵守してください。
- ② 事業者は、貸付物件等が現状のまま引き渡されることを十分に理解してください。市では土地に係る土壌汚染、地下埋設物調査、専門機関によるアスベストなどの調査は実施していませんので、各種調査、土壌改良及び埋設物除却等に係る費用は、事業者の負担となります。必要となる改修や整備、安全性の確保については、市と協議のうえ、自らの責任と費用負担において行ってください。
- ③ 市は、貸付物件内の立木の伐採、雑草の草刈、切り株の除去、フェンスなどの工作物の撤去などは行いません。立木の伐採を行う場合は、事前に市と協議を行ってください。
- ④ 主要地方道である庄内久住線（県道 30 号線）の拡幅工事が計画されていることから、グラウンド一部を提供する可能性があります。
- ⑤ 当該地は、埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地です。建物を建

設する場合は、文化財保護法に基づく届出が必要になるとともに、場合によっては、発掘調査を実施することがあります。

5. 実施スケジュール

1	公募開始	令和8年6月15日(月)
2	参加表明書受付開始	令和8年6月16日(火)
3	質問書・現地見学申込受付開始	令和8年6月16日(火)
4	質問書・現地見学申込受付期限	令和8年8月31日(月)
5	参加表明書受付期限	令和8年9月30日(水)
6	1次審査(参加資格審査)	令和8年10月1日(木)※予定
7	1次審査結果通知	令和8年10月1日(木)※予定
8	企画提案書等受付期限	令和8年10月30日(金)
9	2次審査(企画提案書・プレゼンテーション審査)	令和8年11月12日(木) ※予定
10	2次審査結果通知(優先交渉権者の決定)	令和8年11月19日(木) ※予定
11	地域説明会の開催、議会の議決、契約締結	令和8年12月以降

6. 配布資料

- (1) 募集要項
- (2) 施設概要
- (3) 各種様式

7. 質問及び現地見学

- (1) 質問書の受付・回答

本募集要項、施設概要等の内容に不明な点がある場合は、「質問書(様式1)」を提出してください。提出後、電話(0974-63-4850)にて到達確認を行ってください。

- ① 受付期間

令和8年6月16日(火) ~ 令和8年8月31日(月) 17時

※閉庁日(土曜日・日曜日・祝日)の受付は行いません。

- ② 提出方法

電子メール

※件名を「竹田市立都野中学校跡地活用事業に係る質問書」としてください。

③ 提出先

「16. 担当窓口」に記載のとおり

④ 回答方法

質問に対する回答は、随時、竹田市公式ホームページにて公表します。

(2) 現地見学

参加を希望される場合は、「現地見学申込書(様式2)」に必要事項を記入のうえ、お申込みください。提出後、電話(0974-63-4850)にて到達確認を行ってください。

現地見学日については、受付後、随時回答します。市から指定する日時に見学を行ってください。現地を見学しない場合においても、本事業に参加することはできます。

ただし、現地を見学しない場合、別冊「施設概要」等により、必ず施設状況等を確認、承知したうえで本事業に参加してください。

① 受付期間

令和8年6月16日(火) ～ 令和8年8月31日(月) 17時

※閉庁日(土曜日・日曜日・祝日)の受付は行いません。

② 提出方法

電子メール

※件名を「竹田市立都野中学校跡地活用事業に係る現地見学申込」としてください。

③ 提出先

「16. 担当窓口」に記載のとおり

④ 留意事項

- ・カメラ撮影は、可能ですが個人情報映らないように撮影してください。
- ・説明資料は配付しませんので施設概要等の資料をご持参ください。
- ・参加は任意とし、現地集合、現地解散とします。
- ・見学は、平日9時から16時の間に行ってください。

8. 参加の手続き

本事業への参加を希望される場合は、下記により必要書類を提出してください。

なお、グループで参加する場合、(1)提出書類の③から⑧については構成事業者全員分を提出してください。

(1) 提出書類

① 参加表明書(様式3-1)

※提案事業の概要を記載してください。

② グループ構成届(様式3-2)

※グループ参加の場合

- ③ 参加者概要書（様式 3 - 3）
- ④ 誓約書（様式 3 - 4）
- ⑤ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
※ 3 箇月以内に発行されたもの
- ⑥ 定款の写し
- ⑦ 決算書類（貸借対照表、損益計算書）過去 3 期分
- ⑧ 国税及び地方税の未納がないことを証する書面
※ 3 箇月以内に発行されたもの

（2）受付期間

令和 8 年 6 月 16 日（火） ～ 令和 8 年 9 月 30 日（水） 17 時

※ 閉庁日（土曜日・日曜日・祝日）の受付は行いません。

（3）提出方法

持参又は郵送（郵送の場合、配達日時が確認できる方法とし、必着とします。）

（4）提出先

「16. 担当窓口」に記載のとおり

（5）辞退の方法

参加書類を提出した後に辞退するときは、辞退届（様式 5）を郵送又は持参により「16. 担当窓口」に提出してください。

9. 企画提案書等の提出

（1）提出書類

- ① 企画提案書等提出届（様式 4）
- ② 企画提案書（任意様式）
※ 「10. 審査及び審査項目（5）審査項目」に示す内容を踏まえご提案ください。
※ 提案内容に貸付希望箇所を記載してください。
※ 配置図などを活用して、敷地利用計画を示してください。
※ 平面図などを活用して、建物の整備、活用計画を示してください。
- ③ 改修費、設備費を含む資金計画書（任意様式）
※ 積算資料がある場合は添付してください。
- ④ 事業収支計画書（5 年間）（任意様式）
※ 積算資料がある場合は添付してください。

(2) 提出等にあたっての注意事項

- ① 企画提案書等の提出は1参加者につき1案とします。
- ② 提案にあたっては事前に参加者の責任において関係法令等を確認してください。
- ③ 企画提案書等の著作権は参加者に帰属します。
- ④ 提出された企画提案書等は返却しません。
- ⑤ 提出された企画提案書等はプロポーザル審査のために複製を作成することがあります。また、市が必要と認めた場合は提出書類の内容を無償で使用できるものとします。
- ⑥ (1) に示す提出書類を電子データ (PDF ファイル) にて提出してください。
- ⑦ 使用する文字の大きさは10ポイント以上としてください。
- ⑧ カラー刷り、写真・絵・図・表等の挿入は可とします。
- ⑨ 提出後の記載内容の変更及び差し替えは不可とします。
- ⑩ 日本語で作成した上、ページ番号を付してください。

(3) 提出部数

正本1部及び副本7部 (副本は複写可) 計8部

なお、(1) に示す提出書類は1部ずつA4ファイル版 (A3版は折込) に綴じて提出してください。(ファイルの表紙及び背表紙に正本又は副本の別を記載すること。)

(4) 受付期限

令和8年10月30日 (金) 17時

※閉庁日 (土曜日・日曜日・祝日) の受付は行いません。

(5) 提出方法

持参又は郵送 (郵送の場合、配達日時が確認できる方法とし、必着とします。)

(6) 提出先

「16. 担当窓口」に記載のとおり

10. 審査及び審査項目

(1) プロポーザル審査委員会

最優秀提案者の選定は、竹田市立都野中学校跡地活用事業プロポーザル審査委員会 (以下「審査委員会」という。) において行います。

(2) 1次審査 (参加資格審査)

「8. 参加の手続き」により提出された書類を確認し、参加資格要件を満たしているか審査します。

審査日：令和8年10月1日（木）

(3) 2次審査（企画提案書・プレゼンテーション審査）

1次審査（参加資格審査）を通過した参加者について、企画提案書、プレゼンテーション審査を行います。審査委員会は、提出された企画提案書、プレゼンテーション及びそれに関する質疑内容等について審査項目に基づき評価を行います。

① 日時、場所

日時：令和8年11月12日（木） 13時30分から（予定）

場所：竹田市役所本庁 2階 庁議室

※確定した日時、場所については、1次審査を通過した参加者に個別に通知します。

② 進行

参加者が企画提案書に基づく説明（20分以内）を行った後、質疑応答（20分以内）を行います。プレゼンテーション全体の時間は、40分程度とします。

③ その他

ア プレゼンテーション当日の参加人数は5名以内とします。

イ 説明にあたっては、事前に提出した企画提案書等を基に行ってください。

ウ パワーポイントの使用は可能とします。市ではスクリーン・プロジェクターを用意します。パソコン等の設備については、参加者にて用意してください。

エ 提出した企画提案書等の内容に係る修正は認めません。

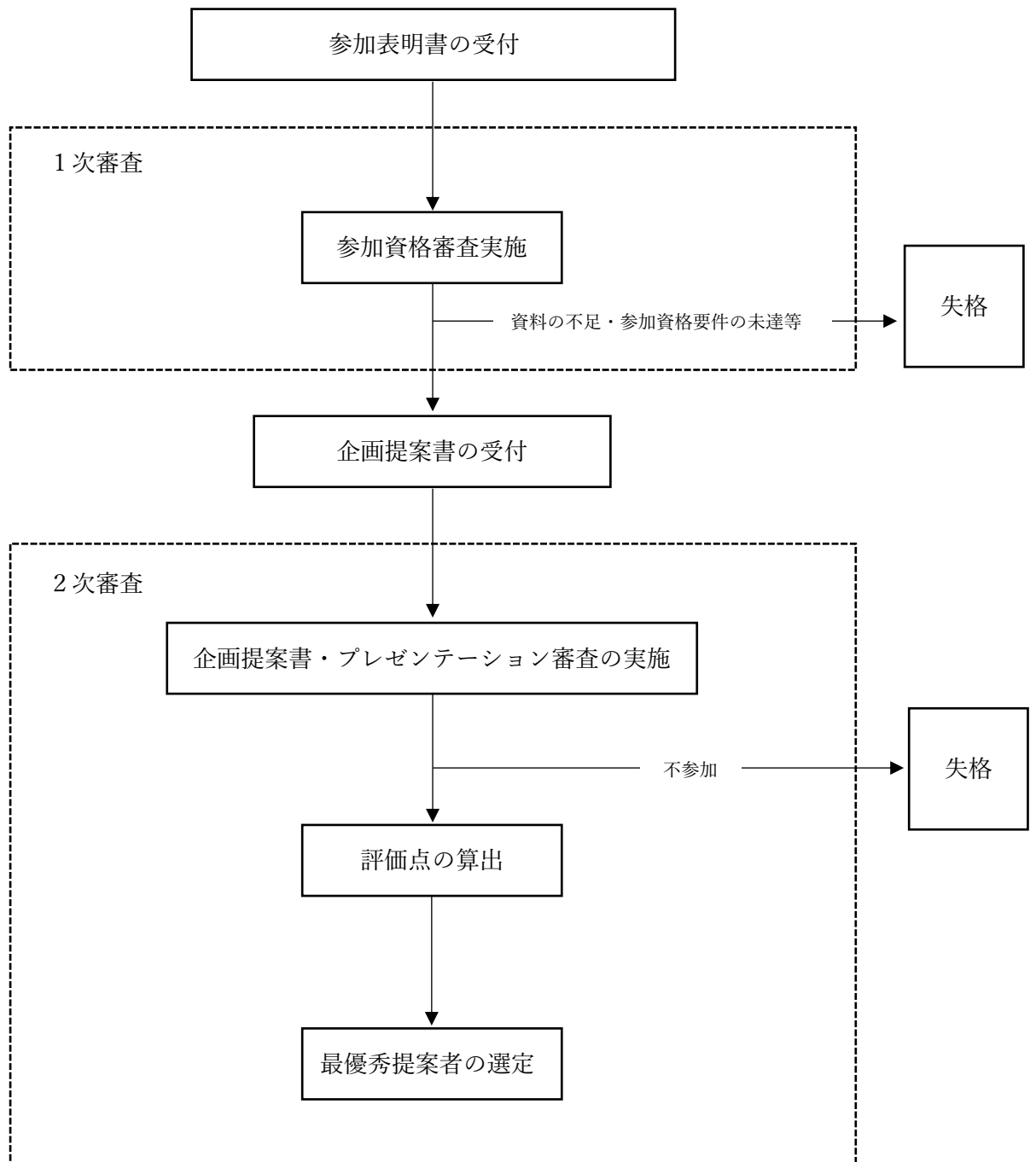
オ 提出した企画提案書等以外の書類の配付は認めません。

(4) 最優秀提案者の選定

2次審査（企画提案書・プレゼンテーション審査）により、事業内容、事業の継続性、地域貢献等を総合的に評価し、評価点数が満点の60%以上の参加者の中から最も高い評価点数を獲得した参加者を最優秀提案者として選定します。

企画提案書・プレゼンテーション審査に進んだ参加者が1者であった場合には、評価点数が満点の60%以上であれば、当該参加者を最優秀提案者として選定します。

最優秀提案者選定までの流れは、次のとおりです。



(5) 審査項目

評価点の項目と配点は次のとおりです。

評価項目・審査基準		配点
1. 提案事業のコンセプト・内容		20
①	事業コンセプトに魅力があり将来性を感じられる事業内容か。	10
②	事業を実施するうえで、周辺環境に十分に配慮がなされているか。	10
2. 提案事業の実現性・継続性		30
③	事業開始までのスケジュールが具体的で実現性があるか。	5
④	操業までの経費、施設改修費用、運営経費などの資金計画、事業収支や維持管理経費などの事業収支計画が適切に検討されているか。	10
⑤	事業を円滑かつ継続的に実施できる体制が構築されているか。	5
⑥	想定されるリスクとその対応策が十分講じられ、適切に対応できるか。	5
⑦	提案事業と同一もしくは類似する経験や実績があるか。	5
3. 事業提案者		20
⑧	建物及び設備の定期点検及び日常的な保守管理、清掃が計画的に行われるなど、維持管理は適切か。	5
⑨	事業者の意欲、資力等から長期的な事業運営が期待できるか。	15
4. 地域貢献		30
⑩	地域雇用の創出や地域事業者の活用などの提案がなされ、地域経済の促進に期待が持てるか。	15
⑪	地域とのコミュニケーションを円滑に図り、地域行事に参加するなど地域との良好な関係性を構築できることに期待が持てるか。	15
合計		100

11. 審査結果について

1次審査（参加資格審査）、2次審査（企画提案書・プレゼンテーション審査）とも審査結果を、審査終了後速やかに文書で通知します。また、2次審査（企画提案書・プレゼンテーション審査）後、竹田市公式ホームページにて審査結果を公表します。

なお、選定の理由、結果に対する問い合わせ、異議等については一切応じません。

12. 失格事由について

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- ① 参加資格要件を満たさないことが判明した場合
- ② 提出書類の提出方法、提出場所、提出期限に適合しない場合
- ③ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ④ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- ⑤ 2次審査（企画提案書・プレゼンテーション審査）に欠席した場合
- ⑥ その他審査委員会で、本事業の参加者として不適切と判断された場合

13. 地域説明会について

優先交渉権者は、提案事業の内容について地域への説明会を実施することとし、地域の意見等を十分に聴取したうえで可能な限り事業計画への反映に努めてください。

説明会の開催日時及び場所等については、協議のうえ決定することとします。

14. 契約について

市は、優先交渉権者と事業内容等の詳細について協議し、双方合意に達した場合、本契約を締結します。協議の結果双方合意に至らなかった場合、それまでの検討に要した費用等について、市では一切補償いたしません。

なお、契約の締結に要する費用は、事業者の負担とします。

（1）契約方法

土地は賃貸借契約（有償）とし、建物は使用貸借契約（無償）を原則とします。

（2）契約までの手続き

契約締結までに次の手続きが必要になります。次の事項を満たさない場合は、契約の締結はできません。

- ① 地元共有地組合の承諾について

土地の所有者は竹田市ですが、地元共有地組合に旧慣使用权が認められているため、地元共有地組合の承諾を得る必要があります。

② 市議会の議決について

建物を無償又は時価よりも低い価格で貸付けることについては、「竹田市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例」に該当する場合を除き、地方自治法第 96 条の規定により市議会の議決事件となりますので、優先交渉権者選定以降に開かれる市議会の議決を得る必要があります。

15. その他

(1) 費用負担について

本事業に参加するにあたり、各種調査費用、提出書類等の作成及び書類・プレゼンテーション審査に必要となる費用などは、参加者の負担とします。

(2) 関係法令・条例等の遵守について

優先交渉権者等に選定されたことにより、各種許認可等の審査が免除されるものではありません。関係法令、条例等の適用については、参加者自らの責任で関係機関に確認のうえ、適切に対応してください。

(3) 市の助成制度について

市では、新たな雇用機会を拡大し、市の地域経済の振興及び市民生活の向上を図ることを目的として竹田市企業立地促進条例に基づく助成を行っています。

① 助成内容（新規雇用者数に応じて限度額あり）

- ・固定資産税の不均一課税（3年間）
- ・用地取得費の助成（土地代金×5/10）
- ・投資額（減価償却資産に係る費用）に対する助成（投資額×2/10）
- ・新規雇用者に対する助成（新規常時雇用者×20万円、限度額1,000万円）
- ・環境整備に対する助成（対象経費×3/10）
- ・土地、建物の賃借料助成（賃借料×1/2、期間3年間、限度額1年につき200万円）

② 要件

- ・新規の常時雇用者（市内居住）が3人以上（情報通信業2人以上）であること。
- ・3年以内に操業していること。
- ・投資額（減価償却資産に係る費用）が2,500万円以上であること。
- ・竹田市環境保全条例、その他の関係法令に違反していないこと。

16. 担当窓口

竹田市役所 商工振興課 商工振興係（竹田市役所本庁2階）

〒878-8555 大分県竹田市大字会々1650番地

電話：0974-63-4850（内線237）

E-mail：shoko@city.taketa.lg.jp